建築工事成績採点表〔完成、一部完成(出来高・中間)〕

年 月 日課

																								吓	
工事名											請負金	金額(上	最終)					円							
受注者名											工期			月	目∼		年	月		完成年			年	月	日
		1 –	般層	监督員	Į		② 主	任 監	: 督員	Į	(3)検査	<u>員</u> (i	出来高))		③ 検3	生員 ((中間)			④ 検3	生員 (完成)	
Ē	評 定 項 目	氏名				氏名					氏名					氏名					氏名				
	T					POP					Y 1					24-11			_		PV-D				
項目	細別	a b	С	d	е	a	b	С	d	е	a	b	С	d	е	a	b	С	d	е	a	b	С	d	е
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0 +1.0		-5.0																					
- 11 11.>-	Ⅱ. 配置技術者	+3.0 +1.		-5.0	_																				
2. 施工状況	I. 施工管理	+3. 0 +1.		-5.0							+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	Ⅱ. 工程管理	+2.0 +1.0		-5.0			+5.0		-7. 5											_					
	Ⅲ. 安全対策	+3. 0 +1.	_	-5.0			+7.5	0	-7. 5	-15															
	Ⅳ. 対 外 関 係	+2.0 +1.0		-2.5	_																				
3. 出来形	I. 出 来 形	+2.0 +1.0		-2.5								+5.0					+5.0	0	-10			+5.0	0	-10	-20
及び	Ⅱ. 品 質	+2.0 +1.0	0	-2.5	-5.0							+7.5		-12.5	-25		+7.5	0	-12. 5			+7.5	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ										+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 高度技術	I. 高度技術力※2	+ (6)	0																	<u> </u>					
5. 創意工夫	I. 創 意 工 夫※2	+ (10)	0																	<u> </u>					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※3					+10	+5.0	0											<u></u>						
加減点合計(1+2		<u>±</u>		点			±		点			±		点			土		点			±		点	
評定点(65±加流	咸点合計)※1	1		点		2			点		3			点		3			点		4			点	
7. 評定点計				点〇出	を高 (ロ	中間)	検査がる	あった	場合					2). 2+ 4)	点×0.	2) =		点	
														が 2 回											
				〇出;	来高(中間)	検査	がなか			(1)	J	点×0	.4+2		点×i	0.2+@	9	点〉	< 0.4) =			点		
8. 法令遵守等	¥ 6					_			J.	点															
0 証点上入計	*/ 7			占 〇 7	却少」			Εì	0 34	上人油			Εì			ъ.									
9. 評定点合計	* /				評正。) 作法		点)・	一 8. 没	5万遵	才寺 (点)	=		点									
所 見	※ 4	(一般監督	(昌)			(主任	壬監督	員)			(検3	李昌)													
///		(/1/2 III. F	1 2 47			(mr 🗀	2 < 7			(1)(1	1.547													

- ※1 $1 \sim 3$ の評定 (6 5 点土加減点合計) + $4 \sim 6$ の評定 (加点合計) = 評定点 各評定点 (① \sim ④) は小数第 1 位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加点評価のみとする。 評価にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議をもって行うものとする。
- ※3 社会性等の評価では、地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載するものとする。
- ※5 各評定項目の採点は、一般監督員は別紙-1①~別紙-10、主任監督員は別紙-2①~別紙-23、検査員は別紙-30~別紙-33によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般・主任監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別紙-1①(建築工事用)

考査項目	細別	□ a	□ b	_ c	□ d	□ e
1.施工体制	I.施工体制一般	(公衆の見やすい場所) ② 労災保険関係の標識 (現場の見やすい場所) ③ 建退共制度適用事業主工事現場標識 (現場の見やすい場所)	十画書を提出した。 NSの登録を適切な時期に行っている。) している。 芯じた施工体系になっている。 生使用機械の選択がなされている。 生安全対策が検討されている。	a ··· 90%以上 b ··· 70%以上90%未満 c ··· 50%以上70%未満 d ··· 50%未満	左記の項目に関して、50%未満もしくは監督職員が口頭注意を行ったが改善されず、文書による改善指示を行った。 ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の② 削除項目のある場合は削除後の評価項比率(%)計算の値で計算の値で評価。 ③ 評価値(%)=()評価数/(見して、 である。

別紙-1②(建築工事用)

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
1.施工体制	Ⅱ.配置技術者	1 □ 現場代理人は現場に常駐している。 [確認日等: 2 □ 現場代理人は、工事全体の把握が出来でい 3 □ 現場代理人は、適切な時期に打合せ簿を提 4 □ 現場代理人は、事前に立会願を提出してい	出している。		左記の項目に関して、50%未満もしくは監督職員が口頭注意を行ったが改善されず、文書による改善指示を行った。	文書による改善指示に従わなかった。
		5 □ 現場代理人は、事前に段階確認願を提出し6 □ 現場代理人は、事前に休日・夜間作業届を7 □ 現場代理人は、連絡調整を事前に行ってい8 □ 現場代理人及び主任技術者は、工事着手前9 □ 主任技術者は、施工計画や工事に係る工程10 □ その他 [提出している。 る。 (予測不能な事態が生じた場合および緊急 句に設計照査を行い施工前に書面にて提出した。			
				a ··· 90%以上 b ··· 70%以上90%未満 c ··· 50%以上70%未満 d ··· 50%未満	① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の② 削除項目のある場合は削除後の評価可比率(%)計算の値で計算の値で評価。③ 評価値(%)=()評価数/(頁目数を母数として、 する。

別紙-1③(建築工事用)

考查項目	細別	□ a	Ь	□ c	□ d	□ e
2.施工状况		1 □ 施工計画書と現場施工方法が一致している 2 □ 現場条件に変化があったとき、適切に対応を [対応策等: 3 □ 出来形計測時、材料検収時に、必要な寸法 4 □ 工事記録写真が工種・状況内容等を記載し 5 □ 日常の出来形管理が出来形管理基準にもとづき 6 □ 日常の品質管理が品質管理基準にもとづき 7 □ 使用材料の材料検収が実施され、記録があ 8 □ 使用材料の品質証明書(承認願・試験成績 9 □ 再生資源利用(促進)計画書及び再生資源 10 □ 建設副産物が産業廃棄物管理表(マニフェ: 11 □ 施工計画書に記載した指定機械を使用して 12 □ その他 [を計測するためにスタッフ等を使用して工事記録、見やすく整理されている。 ・づき適時・適切に行われている。 適切に行われている。 る。 書等)が事前に提出され、適切に整理されている 利用(促進)実施書がそれぞれ適切な時期に提出 スト)で適切に処理されている。	0	左記の項目に関して、50%未満もしくは監督職員が口頭注意を行ったが改善されず、文書による改善指示を行った。	文書による改善指示に従わなかった。
				a ··· 90%以上 b ··· 70%以上90%未満 c ··· 50%以上70%未満 d ··· 50%未満	① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の ② 削除項目のある場合は削除後の評価可 比率(%)計算の値で計算の値で評価 ③ 評価値(%)=()評価数/(頁目数を母数として、 する。

別紙-1④(建築工事用) (一般監督員)

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2.施工状況 II.		1 □月間工程表を作成し、適切な工程管理を行-2 □週間工程表を作成し、適切な工程管理を行-3 □現場条件等の制約があるにも関わらず、余裕[現場条件の制約および対応策: 4 □施工計画書に記載された作業時間内で作業5 □契約工期内に工事を完成させ、竣工検査お6 □現場条件に変更が生じたとき、工程の見直し7 □その他[っている。 iをもって工事を完成させた。 iしている。 よび現場の引き渡しを終えた。	a ··· 90%以上 b ··· 70%以上90%未満 c ··· 50%以上70%未満 d ··· 50%未満	左記の項目に関して、50%未満もしくは監督職員が口頭注意を行ったが改善されず、文書による改善指示を行った。 ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の② 削除項目のある場合は削除後の評価で表し、 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価で表し、 (3) 評価値(%)=()評価数/(頁目数を母数として、 ける。

別紙-1⑤(建築工事用) (一般監督員)

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2.施工状况	Ⅲ.安全対策	1 □ 作業前危険予知活動(KY活動等)を作業日 2 □ 安全訓練を実施し、記録が適切に整理され 3 □ 新規入場者教育を実施しており、記録が適切 4 □ 使用前機械点検を実施しており、記録が適切 5 □ 安全巡視を作業日毎に実施しており、記録が 6 □ 下請けがある場合、工事安全(災害防止)協 7 □ 過積載防止に取り組んでいる。 8 □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検 9 □ 足場、支保工を行うとき、適切な段階(組立会) 10 □ 各種工事看板の設置および管理が適切になる 11 □ 保安施設等の設置および管理が適切になる 12 □ その他 [ている。 加に整理されている。 加に整理されている。 ぶ適切に整理されている。 議会等の設置を行い、月1回以上の活動をし、記記録が整理されている。 と了時、作業開始前、定期点検)で点検を実施し されている。		左記の項目に関して、50%未満もしくは監督職員が口頭注意を行ったが改善されず、文書による改善指示を行った。	文書による改善指示に従わなかった。
				a ··· 90%以上 b ··· 70%以上90%未満 c ··· 50%以上70%未満 d ··· 50%未満	① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の ② 削除項目のある場合は削除後の評価可 比率(%)計算の値で計算の値で評価・ ③ 評価値(%)=()評価数/(見目数を母数として、 ける。

別紙-1⑥(建築工事用)

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2.施工状況	IV.対外関係	1 □ 関係官公庁等の関係機関との調整を的確に	行い、工事に支障が出なかった。またその記録	左記の項目に関して、50%未満もしくは監督職	文書による改善指示に従わなかった。	
		┌ ┌ 通行規制に関する調整			員が口頭注意を行ったが改善されず、文書に	
		[調整機関・調整確認日等:]		よる改善指示を行った。	
		□ 道路使用に関する調整		a … 90%以上		
]	b ••• 70%以上90%未満		
		□ 地下埋設物・架空線に関する調整		c ••• 50%以上70%未満		
				d ••• 50%未満		
		□ その他の調整 □ 調整機関・調整確認日等:]			
		2 □ 工事施工にあたり、地元住民との調整を行い	、その記録がある。			<u>'</u>
		3 □ 工事内容を、工事看板や工事回覧等で地元	住民や通行者等に分かりやすく周知しており、	その記録がある。	① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の	項目は削除する。
		4 □ 請負者の責による苦情がなかった。また、苦	情に対して速やかな対応を行い、トラブル解消に	2努めた。	② 削除項目のある場合は削除後の評価項	(目数を母数として、
		5 □ 関連工事との調整を積極的に行い、その記録	録が整理されている。		比率(%)計算の値で計算の値で評価。	する。
		6 □ その他 []		③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数

別紙-1⑦(建築工事用) (一般監督員)

考査項目	□ а	□ b	С	□ d	□ e
3.出来形及び 出来ばえ	出来形が優れている。	出来形が良好である。	他の事項に該当しない。	出来形がやや不備である。	出来形が不備である。
I.出来形	[評価項目]	、適切に整理されている。 であり、整理されている。 書を満足し、適切な施工である。 事写真で的確に確認できる。 去対象物の数量等が確認でき、処分が適切であ	స్తాన్హ్హ్హ్	□ 監督職員が文書で改善指示を 行った。 上記項目に該当があれば・・・・d	□ 契約書に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・・・・・e
	該当項目が90%以上 該当項目が80%以上 該当項目が60%以上 該当項目が60%未満	90%未満・・・・・b 80%未満・・・・・c			
	② 削除項目のあるも 計算の値で評価 ③ 評価値(%	のうち、評価対象外の項目は削除する。 場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 する。 。)=()評価数/()対象評価項目数 評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする			

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 : 建築工事

考查項目	□ а	b	□ c	□ d	(一般監督員 □ e
3.出来形及び 出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験 [関連基準、建築工事施工監理基準、	基準を満足している。		品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	□ 品質確認記録の内容が適切では	態について、良好な品質を確認できる。 恒工の品質が、適切である。 D品質が、適切である。)	□ 監督職員が文書で改善指示を 行った。 上記項目に該当があれば・・・・d	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・e
	** 規格値、試験基準を満足し、確** 規格値、試験基準を満足し、確** ・		%)×電気設備工事の工事比率 %)×機械設備工事の工事比率	計算の値で評価する。	の評価項目数を母数として、比率(%) 価数/()対象評価項目数

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 : 電気設備工事

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び 出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験 [関連基準、建築工事施工監理基準、3			品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	□ 施工の各段階における完了時の □ 品質確認記録の内容が適切できる □ 品質が設計図書を満足し、適切 システムの性能及び機能に関す 運転・点検上の表示等が明確で 取扱説明書がわかりやすく整理	」な施工である。 - る試運転、確認方法及び記録の内容等かわかりやすい。 されている。 ついて、わかりやすく記載されている。		□ 監督職員が文書で改善指示を 行った。 上記項目に該当があれば・・・・・d	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・・e
	※ 規格値、試験基準を満足し、確※ 規格値、試験基準を満足し、確丁事比率	認事項が80%以上・・・・・・ a 認事項が60%以上80%未満・・・ b 認事項が60%未満・・・・・・ c 評価=建築工事の評価該当率(%)×建築 +電気設備工事の評価該当率(%) +機械設備工事の評価該当率(%) +取壊し工事の評価該当率(%)×)×電気設備工事の工事比率)×機械設備工事の工事比率	計算の値で評価する。	り評価項目数を母数として、比率(%) 価数/()対象評価項目数

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 : 機械設備工事

考査項目	□ a	□ b	С	□ d	□ е
3.出来形及び 出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験 [関連基準、建築工事施工監理基準、2			品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	□ 施工の各段階における完了時の□ 品質確認記録の内容が適切でる□ 品質が設計図書を満足し、適切□ システムの性能及び機能に関す□ 運転・点検上の表示等が明確で□ 取扱説明書がわかりやすく整理□	」な施工である。 - る試運転、確認方法及び記録の内容等が がわかりやすい。 されている。 ついて、わかりやすく記載されている。		□ 監督職員が文書で改善指示を 行った。 上記項目に該当があれば・・・・・d	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・e
	※ 規格値、試験基準を満足し、確※ 規格値、試験基準を満足し、確工事比率	認事項が80%以上・・・・・・・・ a 認事項が60%以上80%未満・・・ b 認事項が60%未満・・・・・・ c 評価=建築工事の評価該当率(%)×建 +電気設備工事の評価該当率(% +機械設備工事の評価該当率(% +取壊し工事の評価該当率(%)×)×電気設備工事の工事比率)×機械設備工事の工事比率	 ① 当該「評価項目」のうち、評価対 ② 削除項目のある場合は削除後の計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評値 ④ なお、削除後の評価項目数が2 	の評価項目数を母数として、比率(%) 価数/()対象評価項目数

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 : 取壊し工事

					- 八八二 日 只
考査項目	□ а	□ b	С	\Box d	□ е
3.出来形及び 出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験 [関連基準、建築工事施工監理基準、そ			品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	[評価項目] □ 分別、再資源化を適切に実施し □ 施工計画書に定められた計画に □ 廃棄物の処理が適切である。 □ 管理記録が整理されている。 □ 各工程(解体前・解体中・解体後 □ その他 (理由:		いる。)	□ 監督職員が文書で改善指示を 行った。 上記項目に該当があれば・・・・d	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・e
	※ 規格値、試験基準を満足し、確認	忍事項が60%以上80%未満・・・・b	%)×電気設備工事の工事比率 %)×機械設備工事の工事比率	計算の値で評価する。	の評価項目数を母数として、比率(%) 価数/()対象評価項目数

高度技術 (一般監督員)

考査項目	細別	技 術 力 項	目
高度技術	高度技術力 キーワード評価	■ 構造物固有の難しさへの対応 □ 1. 対象構造物の形状の複雑さ □ 2. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 3. その他 理由:	
		■ 技術固有の難しさへの対応 □ 4. 工種及び工法の特殊性 □ 5. 新工法(機器類含む)及び新材料の適用 □ 6. その他 理由:	
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応	用道路・作業スペース
		■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応	が伴う作業
		■ その他 □ 19. その他、施工及び工法等の優れた技術が 事項 理由:	力及び能力として、評定する必要がある
	記述評価	評価: 点 【 高度技術のキー (加点がある場合 する。	ワード詳細】 は必ず記入すること。)
	目について、評	2.加点は、+6点~0点の範囲と する。 3.該当キーワード数の数と重み を勘案して評価する。 4.1項目2点を目安とするが、内 容によってそれ以上の点数を 与えてもよい。	

- ※1. 高度な技術力とは、工事全体を通じて他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「創意工夫」との二重評価はしない。
- ※2. 詳細評価の記述にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する高度な技術力を詳細記述する。
- ※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「4. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。
- ※4. 高度技術は、最大6点の加点評価とする。

EJ.	j
(

高度技術に関する実施状況報告書

年 月 日に契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工	事 名	
エ	事番号	
考査項目	細 別	技術力項目
高度技術	高度技術力キーワード評価	■ 構造物固有の難しさへの対応 □ 1. 対象構造物の形状の複雑さ □ 2. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 3. その他 理由:
		■ 技術固有の難しさへの対応
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応 7. 湧水の発生 8. 軟弱地盤、支持地盤の状況 9. 河川内・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース 10. 雨・雪・風・気温等の影響 11. その他 理由:
		■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ 12. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ 13. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 14. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 15. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ 16. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ 17. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ 18. その他 理由:
		■ その他 □ 19. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある 事項 理由:

- ※1. 該当する項目の□に✔マークを記入すること。
- ※2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等による説明資料を作成する。
- ※3. この用紙は、✓マークごとに1枚提出すること。

創意工夫(一般監督員)

考査項目	細 別	技 術 力 項 目			
創意工夫	創意工夫キーワード評価	□ 2. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ 3. 設備工事で、加工・組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ 4. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ 5. 照明・視界確保等の工夫 □ 6. 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ 7. 支保工、型枠工、足場工及び覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 8. 出来形、品質の計測、集計、管理図等の工夫 □ 10. 施工に伴う器具・工具・装置領の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ 11. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 12. その他 理由: ■ 施工関係 □ 13. 集計ソフト等の活用と工夫 □ 14. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等) □ 15. 土工関係、設備関係・電気関係の工夫 □ 16. 鉄筋、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ 17. 配筋、溶液作業等に関係する工夫 □ 18. その他 理由: ■ 安全衛生関係 □ 19. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 20. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用に関する工夫 □ 21. 現場事務所等の空間及び設備等に関する工夫 □ 21. 現場事務所等の空間及び設備等に関する工夫 □ 22. 有毒ガメ・可燃ガスの処理及び粉塵防止、策や作業中の換気等の工夫 □ 23. 供用中の道路等の事故防止、一般交通確保等のための工夫 □ 24. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ 25. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、環境保全への工夫 □ 26. その他 理由: □ その他 □ 27. その他 理由: □ 29. その他			
	記述評価 (√ マークを付し	理由: 評価: 点 【創意工夫のキーワード詳細】 (加点がある場合は必ず記入すること。) 1.創意工夫は、加点評価と			
		2.加点は、+10点~0点の範囲と			

- ※1. 創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
- ※2. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」 まで様々なレベルはあるが、本項目では軽微なものを評価する。
- ※3. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、主任監督員及び一般監督員との合議をもって記述する。
- ※4. 創意工夫は、最大10点の加点評価とする。

- 10 H H	
受注者名	(FI)
X 11.11 11	(1-1-2)

現場代理人名

EI

創意工夫に関する実施状況報告書

年 月 日に契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工	事 名	
工	事番号	
考査項目	細別	技 術 力 項 目
創意工夫	創意工夫キーワード評価	■ 施工関係 □ 1. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ 2. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ 3. 設備工事で、加工・組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ 4. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ 5. 照明・視界確保等の工夫 □ 6. 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ 7. 支保工、型枠工、足場工及び覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 8. 出来形、品質の計測、集計、管理図等の工夫 □ 9. 施工計画書の作成、写真管理等の工夫 □ 10. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ 11. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 12. その他 理由:
		 施工関係 □ 13. 集計ソフト等の活用と工夫 □ 14. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等) □ 15. 土工関係、設備関係・電気関係の工夫 □ 16. 鉄筋、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ 17. 配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ 18. その他 理由:
		■ 安全衛生関係 □ 19. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 20. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用に関する工夫 □ 21. 現場事務所等の空間及び設備等に関する工夫 □ 22. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 23. 供用中の道路等の事故防止、一般交通確保等のための工夫 □ 24. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ 25. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、環境保全への工夫 □ 26. その他 理由:
		■ その他 □ 27. その他 理由: □ 28. その他 理由: □ 29. その他 理由: □ 29. その他 理由:

- ※1. 該当する項目の□に✔マークを記入すること。
- ※2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等による説明資料を作成する。
- ※3. この用紙は、✓マークごとに1枚提出すること。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の口にレマークを記入する。

(主任監督員)

考査項目	細別	□ a	□ b	С	□ d	□ e		
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である		
		[評価項目] □ 現場条件を反映した工程管理を行い、工事を円滑に進めた。 □ 現場条件の変更への対応を積極的に処理し、トラブルもなく、工期内に工事を完成させた。						
		□ 受注者の責による工						
		□ 月間工程表または週						
		□ 積極的な地元対策を	実施し、地元からの苦情が無かった、	若しくは、苦情があった場合には適切な	対応を行い、円滑に工事を完成させた	た。		
		□ 隣接する他の工事等	との積極的な工程調整を行い、円滑に	こ工事を完成させた。				
		□ その他 (理由:)			
		該当項目が80%以上90% 該当項目が60%以上80% 該当項目が60%未満	該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
考査項目	細別	□ a	□ b	С	□ d	□ e		
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である		
		□ 使用機械、車両等の □ 下請けがある場合、□ 過積載防止に取り組 □ 山留め、仮締切、足り	んでいる記録がある。 易や支保工の設置後の点検及び使用 施設等の設置および管理が適切であ	した記録がある。 を行い、月1回以上の活動をし、記録が 中の点検を管理した記録がある。	適切に整理されている。)			
		該当項目が80%以上90% 該当項目が60%以上80% 該当項目が60%未満 もしくは、安全対策の不備に	未満 ····· b	② 削除項 計算 <i>0</i>	評価項目」のうち、評価対象外の項目 質目のある場合は削除後の評価項目数 D値で評価する。 直(%)=()評価数/()	数を母数として、比率(%)		

別紙-2②(建築工事用)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

1	\rightarrow	1-	压厂	샤♡	=
(+	1	監	省	Ħ

考査項目	細別	□ a	□ b		С	
5. 社会性等	I.地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他	の項目に該当しない場合	
		□ 河川等の環境保全を具体的に実施した。		()
		□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合	わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。	()
		□ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的には	地域とのコミュニケーションを図った。	()
		□ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア	?活動等に積極的に参加し、地域に貢献した。	()
		□ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した	<i>≿</i> ~	()
		□ その他 (<u>理由:</u>)	
		※判断基準 該当4項目以上 該当2項目以上3項目以下 該当1項目以下 ···	b			

- ※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
- ※ 工事成績評定に係る提出書類の社会性等に関する実施状況報告を総合的に判断し上記項目にチェックを入れる。
- ※ 各項目に該当する資料を各項目の()内に記載すること。
- ※ 追加する場合は、必ず理由を記載すること。

[記入方法]該当する項目の口にレマークを記入する。

(主任監督員)

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表							
法令遵守等								
	措置内容	点 数						
	□ 1. 指名停止3 ₇ 月以上	- 20 点						
	□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点	□ 該当項目なし					
	□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点						
	□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点						
	□ 5. 総合評価落札方式を用いた請負工事において、受注者の責により入札時の技術提案の内容 - 10 点 が履行されていない場合							
	□ 6.総合評価落札方式を用いた請負工事において、配置予定技術者の実績において加点され 落札した後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合に、同等以上の 評価がなされる者を配置しなかった場合	- 10 点						
	□ 7. 文書注意	- 8点						
	□ 8. 口頭注意	- 5点						
	□ 9. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意 - 3 点 以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)							
	□ 10. その他	一点						
	① 本評価項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。							
	②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。							
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、 その履行をするために従事する者に限定する。							
	④ 措置内容は、当該請負契約工事内においてのものとする。							
	【上記で評価する場合の適応事例】							
	・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。							
	・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。							
	■ ・ 2. 承諾なしに権利義務等第二者譲渡又は承継を行った。		・ 3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。					
	* *** * * * * * * * * * * * * * * * *							
	* *** * * * * * * * * * * * * * * * *	豆する事実が判明した。						
	・ 3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。	 マする事実が判明した。						
	・ 3 . 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。・ 4 . 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反	귳する事実が判明した。						
	 3 . 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4 . 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 5 . 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 	귳する事実が判明した。						
	 3 . 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4 . 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 5 . 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6 . 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 7 . 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 	귳する事実が判明した。						
	・ 3 . 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4 . 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・ 5 . 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6 . 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・ 7 . 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8 . 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。							
	・ 3 . 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4 . 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・ 5 . 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6 . 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・ 7 . 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8 . 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9 . 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、が	妨害した。	5、あろいはそれに類する行為がある。					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、 ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは	妨害した。	5。あるいはそれに類する行為がある。					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、 ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは ・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている	-					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、 ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは ・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、 ***********************************	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている 準構成員、企業舎弟等、暴力団[場係者がいることが判明した。					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、 ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは ・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、 ・13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されてい	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている 準構成員、企業舎弟等、暴力団[場係者がいることが判明した。					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、 ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは ・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、 ・13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されていガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている 準構成員、企業舎弟等、暴力団門 いる、砂利、砂、防音シート、軍手	関係者がいることが判明した。 等の物品の納入、土木作業員や					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、が ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは「11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、 ・13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されていガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な打	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている 準構成員、企業舎弟等、暴力団門 いる、砂利、砂、防音シート、軍手 損害を与えた公衆災害を起こした	関係者がいることが判明した。 等の物品の納入、土木作業員や					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 ・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、 ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは ・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、 ・13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されて ガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な打・ ・15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに行	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている 準構成員、企業舎弟等、暴力団門 いる、砂利、砂、防音シート、軍手 損害を与えた公衆災害を起こした	関係者がいることが判明した。 等の物品の納入、土木作業員や					
	・3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、が ・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは「11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、 ・13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されていガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な打	妨害した。 不当に下請代金の額を減じている 準構成員、企業舎弟等、暴力団門 いる、砂利、砂、防音シート、軍手 損害を与えた公衆災害を起こした	関係者がいることが判明した。 等の物品の納入、土木作業員や					

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の口にレマークを記入する。

(給 杏 昌

考査項目	細別	□ a	□ b	С	□ d	
2.施工状況	I.施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
	1.7元上日任	「評価項目」 設計図書の照査を行 施工計画書が工事着 施工計画書の記載内 施工計画書の記載内 近本計画書の記載内 立会確認の手続きが・・ リサイクルへの取り組・ 工事記録(工事写真、 工事の関係書類及び 仕様書の管理基準より	い、施工がなされている。 手前に提出されている。 月容が、設計図書の内容及び現場条件を反映 日容どおり実施している。 理および確認がなされ、管理されている。 事前になされている。 みが適切になされている。 、工事日報等)の整備が適時、的確になされ	さしたものとなっている。 ている。 ごれている。	MET BETWEEN CONTRACTOR	歴工を注が下端である。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。
		該当項目が90%以上・・・・・ 該当項目が80%以上90%未 該当項目が60%以上80%未 該当項目が60%未満・・・・・・	満・・・・b 満・・・・c ・・・・・・d ① 当該「評価項目」の ② 削除項目のある場 計算の値で評価す ③ 評価値(%)	Dうち、評価対象外の項目は削除する。 合は削除後の評価項目数を母数として、比 -る。 =()評価数/()対象評価項目数 価項目数が2項目以下の場合はC評価とす		

(検査員)

考査項目	□ а	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び 出来ばえ	出来形が優れている。	出来形が良好である。	他の事項に該当しない。	出来形がやや不備である。	出来形が不備である。
I. 出来形		適切に整理されている。 5り、整理されている。 満足し、適切な施工である。)	□ 監督職員が文書で改善指示を 行った。 ※監督職員の改善指示について 評価対象としない	出来形の測定基準又は測定値が 満足していなかったため、検査職 員が修補指示を行った。
	該当項目が90%以上・・ 該当項目が80%以上90 該当項目が60%以上80 該当項目が60%未満・・	%未満•••••b %未満•••••c			
	② 削除項目のある場 計算の値で評価す ③ 評価値(%):	うち、評価対象外の項目は削除する。 合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) る。 =()評価数/()対象評価項目数 西項目数が2項目以下の場合はC評価とする			

工種 : 建築工事

(検査員) 考查項目 □ a □ h □ c Пе 3.出来形及び 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 品質関係の試験結果が規格値、 品質関係の試験結果が規格値、 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験] 試験基準を超えるものがあったため 出来ばえ 試験基準を超えるものがあったた 監督職員が文書で改善指示を行ない め、検査職員が修補指示を行なった。 Ⅱ.品質 「評価項目] 改善された。 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 各種構造の駆体工事における施工の品質が、適切である。 ※監督職員の改善指示については 内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 評価対象としない 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ その他 (理由: ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・・ ※品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 工事比率 +電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 +機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 +取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率 3.出来形及び □ b \Box d □ a □ c 出来ばえ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 他の事項に該当しない場合 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 Ⅲ.出来ばえ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・・ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 外構を含め全体的な美観が良好である。 П その他 (理由: ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) ※品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 計算の値で評価する。 工事比率 +電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 +機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする +取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率

工種 : 電気設備工事

						(検査員)	
考査項目	□ a	□ Ъ	С	-	d	□ е	
3.出来形及び 出来ばえ Ⅱ.品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準 [関連基準、建築工事施工監理基準、その付 [評価項目]	試験基準を超えるものがあったため、		品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがあったた め、検査職員が修補指示を行なった。			
	□ 機材の品質が、承諾図等により確認 施工の各段階における完了時の試	0	※監督職員の改善指示につい 評価対象としない				
	※ 規格値、試験基準を満足し、確認事工事比率※品質の評	で 「価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事で ・電気設備工事の評価該当率(%)×電 ・機械設備工事の評価該当率(%)×機 ・ト取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し	当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 部価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする				
3.出来形及び 出来ばえ	□ a	□ b		□ с		□ d	
Ⅲ.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場	他の事項に該当しない場合		仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	□ きめ細かな施工がなされ取り合いの □ 関連工事との調整がなされ全体に □ 使用者に対する安全及び環境への 建築電気設備として高い品質・性能 運転及び保守点検に対する配慮が その他 (理由: □ 工事比率 ※品質の評	※ 規格値、試 ※ 規格値、試 の工事比率 気設備工事の工事比率	直、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

工種 : 機械設備工事

(検査員) 考查項目 □ a □ h □ c Пе 3.出来形及び 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 品質関係の試験結果が規格値、 品質関係の試験結果が規格値、 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験] 試験基準を超えるものがあったため 出来ばえ 試験基準を超えるものがあったた 監督職員が文書で改善指示を行ない め、検査職員が修補指示を行なった。 Ⅱ.品質 「評価項目] 改善された。 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切であり、整理されている。 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 ※監督職員の改善指示については システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法及び記録の内容等が適切であり、整理されている。 П 評価対象としない 運転・点検上の表示等が明確でわかりやすい。 取扱説明書がわかりやすく整理されている。 部品等の点検及び交換方法について、わかりやすく記載されている。 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 その他 (理由: 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ※品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする 工事比率 +電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 +機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 +取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率 3.出来形及び □ b \Box d □ a □ c 出来ばえ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 他の事項に該当しない場合 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 Ⅲ.出来ばえ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 П 建築機械設備として高い品質・性能が確保されている。 П 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 П その他 (理由: ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) ※品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 計算の値で評価する。 工事比率 +電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 +機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする +取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率

工種 : 取壊し工事

					(民益矣)	
考査項目	□ a	□ b	С	-□ -d	□ e	
3.出来形及び 出来ばえ Ⅱ.品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準 [関連基準、建築工事施工監理基準、その作 [評価項目]	他設計図書に定められた試験]	品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがあったため、 監督職員が文書で改善指示を行ない 改善された。	品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがあったた め、検査職員が修補指示を行なった。		
		り写真記録が適切であり、整理されている。)	※監督職員の改善指示については 評価対象としない		
	※ 規格値、試験基準を満足し、確認事※ 規格値、試験基準を満足し、確認事※ 規格値、試験基準を満足し、確認事※品質の評	事項が60%以上80%未満・・・・b	当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする			
3.出来形及び 出来ばえ	□ a	□ b	□ c		□ d	
Ⅲ.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	•	他の事項に該当しない場合	合 仕上げが悪く、全体	上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	□ きめ細かな施工がなされている。 □ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 □ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 □ 取り壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。 □ その他 (理由: 工事比率 ※品質の評価=建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 +電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の +機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の +取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比		 ※ 規格値、試験基 ※ 規格値、試験基 の工事比率 気設備工事の工事比率 械設備工事の工事比率 ③ 。 	 ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

(検査員)